

地域生活支援

生活の質的向上に向けて

- 移動支援事業** ○ 重度の障がいのある人が、円滑に外出できるよう介助人が付き添い、移動を支援するサービスです。利用は、家族・親族等の支援が得られない時間帯が対象となります。
- また、通年かつ長期にわたる病院や福祉サービス事業所を目的地とする利用はできません。
- なお、タクシー代や電車代などの実費については利用者の方の負担となります。

| 所要時間 | 基準費用額 | |
|----------------------|-----------|-------------|
| | 身体介護を伴う場合 | 身体介護を伴わない場合 |
| 20分以上 45分未満 | 2,300円 | 800円 |
| 45分以上 1時間15分未満 | 4,000円 | 1,500円 |
| 1時間15分以上 1時間45分未満 | 5,800円 | 2,250円 |
| 以降 30分ごとに | 820円を加算 | 750円を加算 |

(利用者負担額：市民税課税世帯は基準費用額の10%、市民税非課税世帯は0円)

- 日中一時支援事業** ○ 日常的に介護している家族の一時的な休息のために、事業所に本人を預けて、日中見守るサービスです。

| 区分 | 利用時間等 | 基準費用額 |
|--------------------------------|---------------|---------|
| 通常 | 3時間以下 | 1,580円 |
| | 3時間を超えて6時間以下 | 3,160円 |
| | 6時間を超えた場合 | 4,740円 |
| 障害支援区分5以上 医療的ケア児 重症心身障害児 | 3時間以下 | 2,840円 |
| | 3時間を超えて6時間以下 | 5,680円 |
| | 6時間を超えた場合 | 8,520円 |
| 医療施設利用 | 4時間以下 | 6,000円 |
| | 4時間を超えて8時間以下 | 12,000円 |
| | 8時間を超えた場合 | 18,000円 |
| 加算 | 送迎費用加算(片道) | 210円 |
| | 食事加算(低所得者に限る) | 300円 |

(利用者負担額：市民税課税世帯は基準費用額の10%、市民税非課税世帯は0円)

- 地域活動支援センター** ○ 創作的活動や生産活動機会の提供、社会との交流の促進等を図る通所の施設です。また、センター独自のメニューで機能訓練等を行っている施設もあります。利用料はかかりませんが、実費(食事代、材料費、活動費、理学療法士代など)の負担が必要となります。

- 寝具洗濯サービス ○ 重度の身体障がい者（児）で寝たきりの状態が継続し、日常生活の介護を受けている人の寝具を年2回洗濯します（一部自己負担あり）。
「寝たきり判定基準」等により寝たきりに該当する人が対象です。
サービス限度…掛布団・敷布団・毛布 各1枚
申請窓口…市社会福祉課 ⑨番窓口
- 訪問入浴サービス ○ 家庭で入浴することが困難な人を、入浴設備を備えた移動入浴車を対象者の家庭へ派遣して入浴の提供を行います（一部自己負担あり）。
対 象 者…寝たきり身体障がい者
申請窓口…市社会福祉課 ⑨番窓口
- 意思疎通支援者派遣 ○ 病院や公的機関へ行く時などに意思疎通支援者を派遣します。事前に申請が必要です。
対 象 者…身体障がい者＝聴覚、音声・言語
申請窓口…市社会福祉課 ⑨番窓口
- ガイドヘルパー派遣 ○ 家庭に付き添いをする者がいないため、外出等が困難な人に付き添いを専門に行うガイドヘルパーを派遣します。事前に申請が必要です。
対 象 者…重度の視覚障がい者
申請に必要なもの…身体障害者手帳 急を要する場合は電話受付可
※ガイドヘルパーが用務を満たすために要する交通費等は、利用者の負担となります。必ず公共交通機関をご利用ください。
申請窓口…市社会福祉課 ⑨番窓口
- 緊急通報装置貸与サービス ○ ひとり暮らしの重度身体障がい者に対し、緊急通報装置をお貸しします。
急病、災害等の緊急時に、市が委託した事業所及び登録した協力員に緊急連絡をすることができます。
対 象 者…身体障害者手帳所持者で等級が1、2級の人
利用料金…市民税非課税世帯＝無料
市民税課税世帯 ＝ 1,000円（月額）
※通話料は本人負担です。
そ の 他…装置設置時に事業所に自宅の合鍵を預けていただきます。
申請時に地区の民生委員の証明及び協力員2名の承諾書が必要です。
問合せ先…市社会福祉課 ⑨番窓口
市長寿福祉課 ⑧番窓口 ☎22-3784 FAX 22-3257
- 避難行動要支援者登録 ○ 災害時において、自力で避難ができない重度障がい者に対し、支援の意向調査を行い、地域の支援者や緊急連絡先等を市の登録台帳に登載し、避難支援を図ります。
申請に必要なもの…個別避難計画作成及び情報提供等の同意書
個別避難計画（上記同意書に同意される場合）
※同意者の情報を自主防災組織等と共有し、避難支援のための登録台帳を整備しています。
申請窓口…市社会福祉課 ⑨番窓口

緊急FAX・
メール通報

聴覚障がい者および音声言語障がい者が災害や急病など緊急時に、FAXやメールにより南越消防組合に通報できるサービスです。ただし、メール通報には利用申し込みが必要です。手続き終了後にメールアドレスをお知らせします。

緊急FAX番号 119

問合せ先…南越消防組合指令情報課 ☎21-8888 FAX 21-0093

N E T 119

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるサービスです。スマートフォン等のインターネット機能を利用して通報サイトにアクセスして消防本部とテキストチャットで確認することができます。利用には事前の登録が必要です。

問合せ先…南越消防組合指令情報課 ☎21-8888 FAX 21-0093

成年後見制度

○ 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない人が安心して生活できるよう保護し、法的に権限の与えられた援助者が、本人に代わって財産管理や身上監護を行う制度です。

後見人には3種類あり、判断能力の程度により成年後見人・保佐人・補助人という援助者が、契約締結や財産管理、身上監護（住居の確保に関する契約や治療・入院、福祉施設の入退所に関する契約、費用支払いの手続きなど）を行います。また、本人の判断能力が不十分になったときに備え、あらかじめ自分で後見人を選んでおく、任意後見制度もあります。

成年後見制度
利用支援事業

○ 親族がいなかったり、親族の支援が見込まなかったりなどの理由により、成年後見制度の法定後見手続ができないときは、市長が当事者に代わって審判申立てを行います。また、生活保護に準ずる低所得者にあつては、申立てに要する費用や成年後見人等の報酬など必要となる経費の一部を助成します。

問合せ先…市社会福祉課 ⑨番窓口

福祉サービス
利用援助事業
(日常生活自立
支援事業)

高齢者や障がいなどにより、判断能力が十分でない人が、住みなれた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行う事業です。

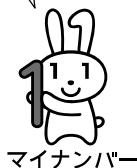
相談は無料ですが、このサービスの利用の際には利用料がかかります。家事や介護、資産の運用、保証人になることなどはできません。

問合せ先…越前市社会福祉協議会 地域福祉部

☎22-8500 FAX 22-8866

介護保険

マイナンバーが必要です
カラーページを
参照ください



マイナンバー

40才以上の方で、加齢に伴う疾病（下記疾病）が原因で、サービス等支援を必要としている場合は、介護保険が優先されます。

1. がん【がん末期】

※医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靭帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

【パーキンソン病関連疾患】

8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

申請に必要なもの…介護保険証、マイナンバーと本人確認書類

問合せ先…市長寿福祉課 ⑧番窓口 ☎22-3715 FAX 22-3257

ヘルプマーク

ヘルプマークは、外見から分かりにくい困難を抱える人が、安心して社会生活を送るための大切なサインです。バッグや帽子など、周囲から気づいてもらいやすい場所につけていただくことで、援助や配慮が必要なことを周囲に知らせることができます。

ヘルプカード（裏面）には、緊急連絡先や支援内容・配慮事項などを記入することができますが、個人情報保護のためにヘルプカードにどこまで記載するかについては、ご本人とご家族で十分に話し合いの上ご利用ください。

配布対象者…義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など援助や配慮を必要としている全ての方。

※障害者手帳の有無は要件としていません。

問合せ先…社会福祉課 ⑨番窓口 ☎22-3004 FAX 22-3257